

令和2年度 第1回みきっ子未来応援協議会 次第

日時：令和2年8月19日（水）

午後7時から

場所：三木市役所 大会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員・事務局自己紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 会長あいさつ

- 6 部会について
 - (1) 委員指名について
 - (2) 部会の進め方

- 7 議事
 - (1) 第一期子ども・子育て支援事業計画の実績報告について【資料1】
 - (2) 第二期子ども・子育て支援事業計画について（概要版）【資料2】
 - (3) 部会における協議テーマについて【資料3】

- 8 報告
 - (1) 令和2年度新規拡充事業について
 - ① 児童センターの一時預り保育の実施日・定員を拡大【資料4-①】
 - ② 子育て家庭へ食品を配達【資料4-②】
 - ③ みっきいたまびよサロンの開設【資料4-③】
 - ④ 親子発達支援教室の開設【資料4-④】
 - ⑤ 子育てキャラバンをデイサービスセンターで実施【資料4-⑤】
 - ⑥ 認定こども園等の副食費の補助を拡充【資料4-⑥】
 - (2) 幼保一体化計画の進捗状況について【資料5】
 - (3) コロナ禍での虐待の状況【資料6】

- 9 閉会

三木市子ども・子育て支援事業計画 実績報告（令和元年度）

1 幼児期の教育・保育を受ける子どもの人数の見込みと受入施設の確保の状況

(1) 1号認定

満3歳以上で、保育の必要性がない認定区分です。

【実施か所（令和元年度）】

19 か所	幼稚園・認定こども園
-------	------------

【計画数値及び実績】

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	177	149	35	361
② 施設の受入れ実績	155	135	18	308
③ ②-①	△22	△14	△17	△53

(2) 2号認定

満3歳以上で、保育の必要性がある認定区分です。

【実施か所（令和元年度）】

16 か所	保育所・認定こども園
-------	------------

【計画数値及び実績】

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	604	511	122	1,237
② 施設の受入れ実績	664	470	110	1,244
③ ②-①	60	△41	△12	7

(3) 3号認定

満3歳未満で、保育の必要性がある認定区分です。

【実施か所(令和元年度)】

23 か所	保育所・認定こども園・小規模保育施設等
-------	---------------------

【計画数値及び実績】

① 0歳

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	79	59	17	155
② 施設の受入れ実績	94	45	8	147
③ ②-①	15	△14	△9	△8

② 1～2歳

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	336	250	73	659
② 施設の受入れ実績	306	219	50	575
③ ②-①	△30	△31	△23	△84

【実施状況】

園区により状況は多少異なるが、1号認定、2号認定及び3号認定の受入人数は計画内で推移している。しかし、計画以上に申込数が増加しており、保育士確保等の要因から、入園待ちが発生している。

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和元年度）

（1）利用者支援事業

子育て支援コーディネーターを公共施設に配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施しています。

【 計画数値及び実績 】

	実施か所数
① 計画数値	2
② 実績	3
③ ②-①	1

【実施状況】

子育て支援課及び教育・保育課に子育て支援コーディネーター1名を配置するとともに、総合保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置して実施しました。

（2）地域子育て支援拠点事業

児童、保護者及び保育者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに教育・保育の専門員を配置し、子どもや子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行なっていきます。

【実施か所(令和元年度)】

2 か所	児童センター、吉川児童館
------	--------------

【 計画数値及び実績 】

	実施か所数	延べ利用人数(延べ人数/年)
① 計画数値	2	23,800
② 実績	2	17,000
③ ②-①	0	△6,800

【実施状況】

※令和元年度実績より利用者数は児童のみを計上（保護者を除く）

遊びをとおして乳幼児の健やかな成長を促すことができた。また、子育て親子の居場所を提供し、保護者の育児相談を受けることで、子育ての不安や孤立感の解消を図ることができた。

(3) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の1/4回分までを助成しています。

【 計画数値及び実績 】

	実人数/年	実施回数/年
① 計画数値	688	5,436
② 実績	726	5,617
③ ②-①	38	181

※2か年に渡る場合があるため、(4)乳児全戸訪問事業の実人数より多くなっている。

【実施状況】

母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施を行う体制を継続し、母子共に安全安心な出産をめざしました。

(4) 乳児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っています。

【 計画数値及び実績 】

	利用実人数/年
① 計画数値	422
② 実績	422
③ ②-①	0

【実施状況】

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげました。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげました。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

【 計画数値及び実績 】

	訪問者数	利用実人数/年
① 計画数値	13	15
④ 実績	18	18
⑤ ②-①	5	3

【実施状況】

保健師、保育士、家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、育児や家事の援助や相談を行い、支援しました。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。

【実施か所(令和元年度)】

16 か所	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設に委託
-------	------------------------

【 計画数値及び実績 】

	延べ利用人数/年
① 計画数値	39
② 実績	53
③ ②-①	14

【実施状況】

児童養護施設等の指定施設において、対象となる児童を一定期間養育、保護しています。

(7) 育児ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

【実施か所(令和元年度)】

1 か所	三木市社会福祉協議会へ委託
------	---------------

【計画数値及び実績】

	延べ利用人数/年
① 計画数値	730
② 実績	1,204
③ ②-①	474

【実施状況】

依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、協力会員（子育ての援助を行いたい人）、両方会員（依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人）の会員間で相互に援助を活動することで実施しました。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、小規模保育施設等において、一時的に預かりを行います。

【実施か所(令和元年度)】

14 か所	認定こども園、小規模保育施設等
-------	-----------------

【計画数値及び実績】

○認定こども園における在園児を対象とした一時預かり

	実施か所数	延べ利用人数/年
① 計画数値	14	200
うち1号認定による一時預かり	14	200
うち2号認定による一時預かり	0	0
② 実績	14	1,689
③ ②-①	0	1,489

【実施状況】

令和元年度は認定こども園14か所で利用がありました。令和2年度以降も、事業対応の保育士の設置ができれば、認定こども園14か所で対応は可能になります。

○認定こども園在園児以外の一時的預かり（緊急一時）

	実施か所数	延べ利用人数/年
① 計画数値	14	3,215
② 実績	9	348
③ ②-①	△5	△2,867

【実施状況】

令和元年度の利用は認定こども園9か所で利用がありました。事業対応の保育士の設置ができれば、認定こども園14か所で対応は可能になります。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園、小規模保育施設等において、既定の利用時間以外に保育を実施します。

【実施か所(令和元年度)】

21か所	保育所、認定こども園、小規模保育施設等
------	---------------------

【計画数値及び実施状況】

	実利用人数/年
① 計画数値	350
② 実績	879
③ ②-①	529

【実施状況】

令和元年度は保育所2か所、認定こども園14か所、小規模保育施設等5か所で利用がありました。令和2年度も同様に対応していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児中及び病気回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

【実施か所(令和元年度)】

1 か所	病児対応型
------	-------

【計画数値及び実績】

	実施か所	定員	延べ利用人数/年
① 計画数値	1	4	376
② 実績	1	4	360
③ ②-①	0	0	△16

【実施状況】

小児科医師に委託し、病児対応型の施設で対応しました。

(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【実施か所(令和元年度)】

13 か所	市内の小学校区を対象に13事業所
-------	------------------

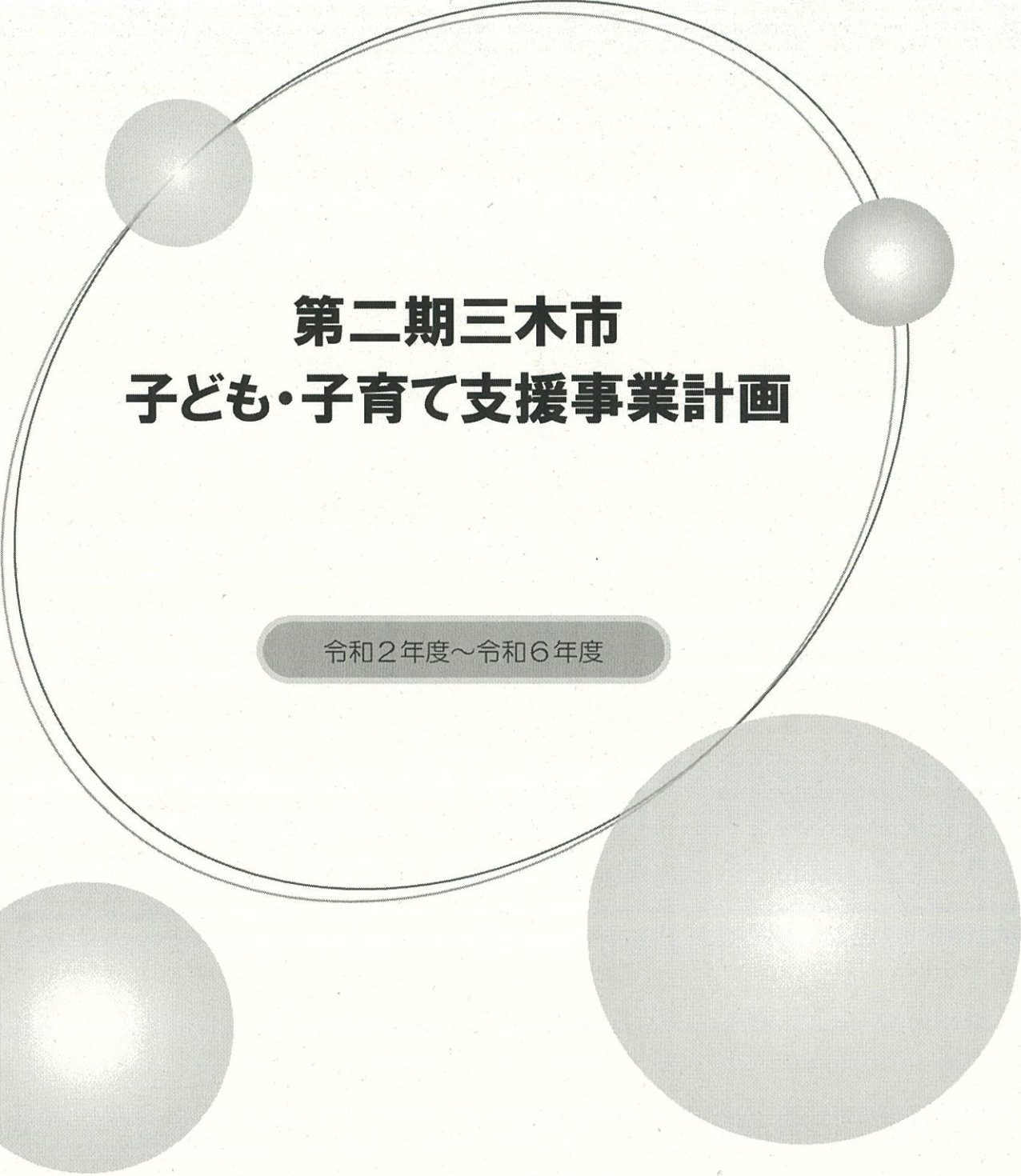
【計画数値及び実施状況】

	低学年1～3年生 (実人数/年)	高学年4～6年生 (実人数/年)
① 計画数値	580	108
② 実績	551	94
③ ②-①	△29	△14

【実施状況】

市内全ての小学校区で児童を受け入れを行い、適正な運営を行いました。

概要版



第二期三木市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

三木市

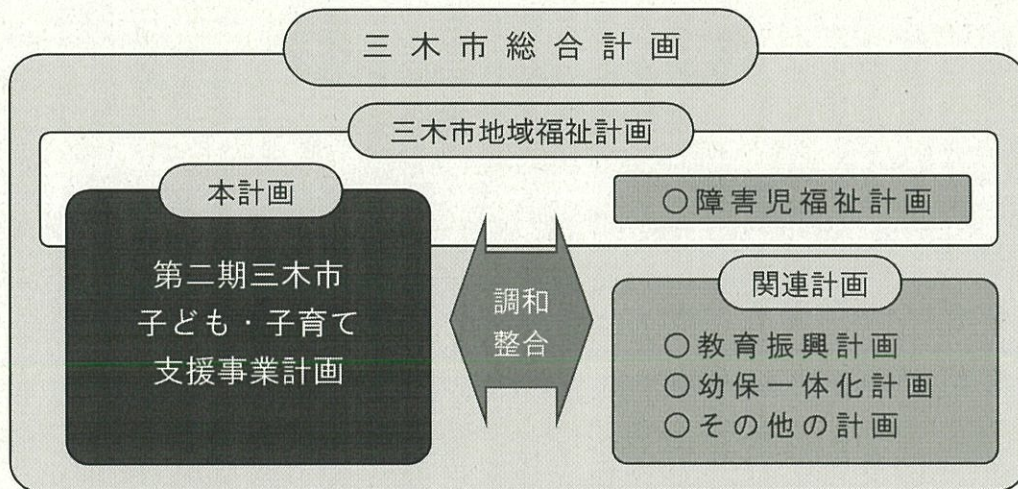
計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月に「三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成29年度からは全国に先駆けて3歳児以上の幼児教育・保育の無償化と、0～2歳児の保育料の半額助成を実施し、子育て家庭の支援の充実を図ってきました。令和元年度に「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第二期三木市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。策定にあたっては、本市のまちづくりの総合的指針である「三木市総合計画」、及び地域福祉分野における基本的な方向性を示した「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、「三木市教育振興計画」「三木市幼保一体化計画」「三木市障害児福祉計画」などの関連する計画との調和と整合性を図っていきます。



計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度	...	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第一期計画			第二期三木市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				第三期計画		



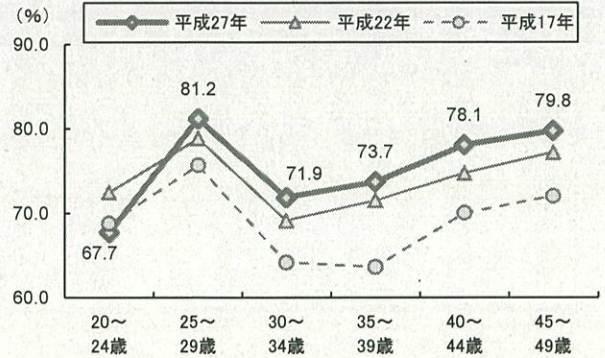
子どもと子育て家庭を取り巻く現状

人口・世帯の状況

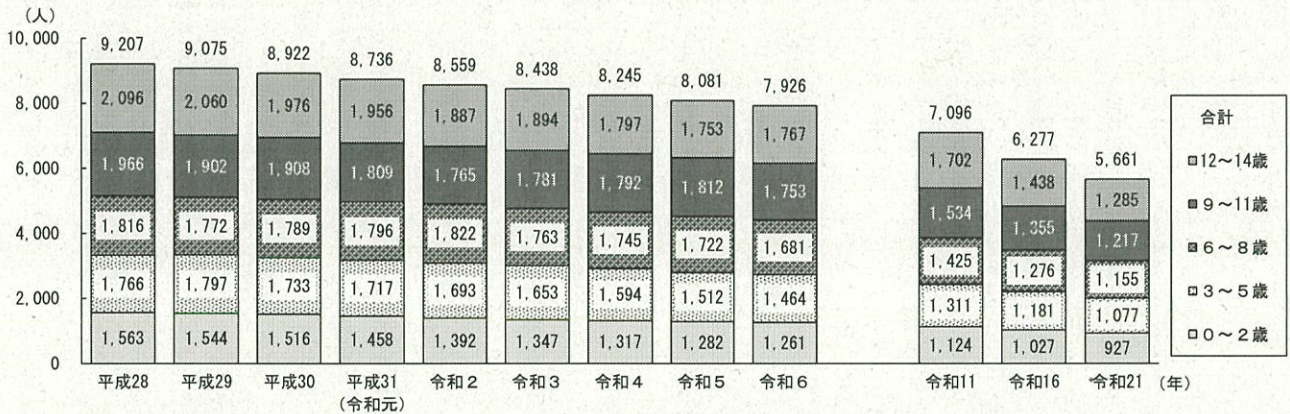
◇全国的な傾向と同様に、本市においても女性の労働力率が増加しており、保育ニーズの増大をもたらしています（右図）。

◇本市の人口は、長期的に減少傾向が見込まれており、14歳以下の若年人口についても、減少が続く見込みとなっています（下図）。

■女性の年齢別労働力率の推移



■若年人口推計

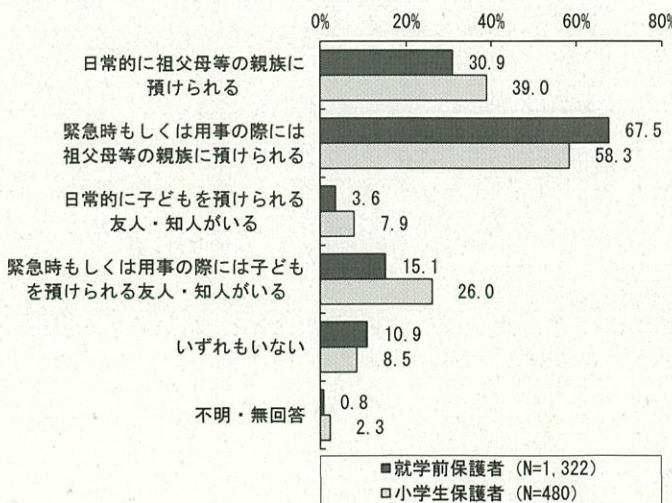


子育てに関する状況（アンケート調査結果より）

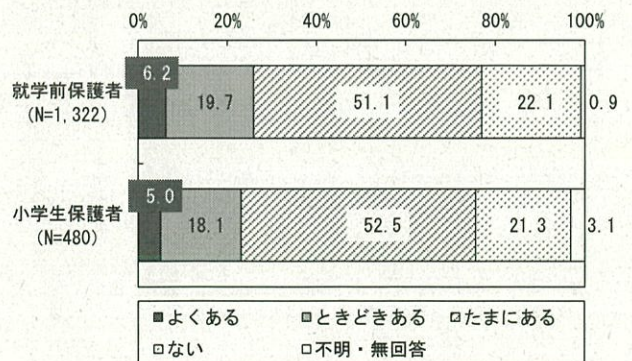
◇子どもを日常的に、または緊急時にみてもらえる人が「いずれもない」と回答し、子育てにおいて、支援を得られにくいと感じている保護者が一定数いることがうかがえます（左図）。

◇子どもに対して、どなったり、または無視したりすることが、ときどき以上ある人が2割を超えており、子育てに負担を感じていることが、子どもに対する不適切なかかわりにつながっていることがうかがえます（右図）。

■日頃、子どもを預けられる親族・知人の有無



■子どもに対して、どなったり、または無視したりすること



本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向

第一期計画に基づく施策の実施状況

- 保育所・幼稚園の認定こども園化を推進し、就学前施設の再編に取り組みました。
- 全国に先駆けて平成 29 年度より 3～5 歳児の教育・保育の無償化と 0～2 歳児の保育料の半額化を実施し、増加する幼児教育・保育と放課後児童健全育成事業（アフタースクール）のニーズへの対応を進めてきました。
- 不妊治療対策、産後うつ対策等の支援の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センター、児童センター等における相談支援体制の整備や、利用者支援事業でのコーディネーターの配置等、ソフト面でのサービスの向上に取り組みました。
- 妊娠・出産・育児を取り巻く環境の向上やきめ細かな対応の充実を推進してきた一方、産科、小児科、救急医療等の医療体制の整備については課題が残っています。

アンケート調査等からみた課題

- 就学前施設の利用率が高い状況が継続することが予想される一方で、子ども数の減少が進んでおり、将来のニーズ予測に基づくバランスの取れたサービス提供体制が求められます。
- アフタースクールについては、休日・長期休暇期間の利用や高学年の利用等について、ニーズの拡大が予想されます。地域と連携した放課後の居場所づくりの整備・充実が課題となります。
- 児童センター・吉川児童館の事業や病児保育、一時預かり、育児ファミリーサポートセンター等について、潜在的なニーズを踏まえ、誰もが利用しやすくなるような事業の充実が求められます。
- 子育て世帯の支援において、保護者の孤立や不安の解消に向けた取組の充実が重要であることが示されており、児童虐待の未然防止という観点からも対策が課題となります。
- 認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスや、乳幼児健診の体制、小児医療体制への子育て世帯の評価が高い一方で、子育て中に楽しめるイベントの充実や公園など子どもの遊び場の充実については評価が低く、課題が残っています。

計画の見直しの方向

- 幼児教育・保育やアフタースクールのニーズへの対応については、地域別の人口の状況や保育ニーズの動向等を踏まえ、適切な将来推計のもと、計画的な提供体制を示します。
- 地域子育て支援拠点事業について、潜在的ニーズの掘り起こしを考慮した取組の充実を図ります。
- 子育て不安の解消や保護者の孤立の防止、児童虐待の防止等について、子育て世帯を支える相談支援体制の充実を図ります。
- 引き続き子ども・子育て支援の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。



計画の基本的な考え方

基本理念

基本理念は「子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方となるものです。本計画では、第一期子ども・子育て支援事業計画における基本理念を引き継ぎ、人と人がつながり、子どもを家庭や地域などで共に育て、子どもがすこやかに育つまちづくりを進めていくことを期して、次のように基本理念を定めます。

人がつながり 子どもが育つまち 三木

基本方針

1 就学前教育・保育の質の確保と充実

発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用や、研修等の充実による保育教諭の質の向上、幼児教育・保育から学校教育への円滑な接続のための取組等を実施し、就学前教育・保育の質の確保と充実を図ります。

2 子育て家庭への支援の充実

親と子の健康づくりに関する取組の充実や相談支援体制の整備、就学前教育・保育の円滑な利用の確保等、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭の支援や障がいのある子どもとその家庭の支援等、子育てに関する支援を特に必要とする家庭に向けた支援の充実に取り組みます。

3 子育てしやすい環境づくり

将来的なニーズの動向を見据えた幼児教育・保育施設の整備や各種の子育て支援事業の充実、放課後事業の充実等を通じて、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組みます。また、保護者の孤立や育児不安の解消、児童虐待の防止、子育てと仕事の両立支援等、子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりに向けた取組の充実を図ります。



分野別の取組

基本方針1：就学前教育・保育の質の確保と充実

- (1) 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用
- (2) 保育教諭の質の向上
- (3) 学校教育への円滑な接続
- (4) すべての園での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ
- (5) 三木市特定教育・保育施設評価
- (6) 保育教諭等の確保

基本方針2：子育て家庭への支援の充実

- (1) 子育て支援事業の充実
- (2) 親と子の健康づくり
- (3) 相談支援体制の整備
- (4) 就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保
- (5) 放課後児童対策
 - ① 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実
 - ② 放課後子ども教室の実施検討
- (6) 多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援
 - ① ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ② 障がいや発達に支援が必要な子どもとその家庭の支援
 - ③ 外国にルーツをもつ子どもとその家庭への支援
- (7) 子どもの貧困対策
 - ① 実態把握の推進
 - ② 学習・進学への支援
 - ③ 生活支援
 - ④ 保護者への支援

基本方針3：子育てしやすい環境づくり

- (1) 地域における子育て世代の学びや交流
- (2) 児童虐待の防止
 - ① 関係機関との連携と相談体制の強化
 - ② 虐待の早期発見と予防啓発
 - ③ 児童養護施設等との連携
- (3) 子どもを事件・事故の被害から守るための活動の推進



事業実施の見込みと確保方策

子どもの人口の見込み

就学前児童、小学生児童ともに年々減少が予想されています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童（0～5歳）	2,982	2,852	2,734	2,619	2,526
小学生児童（6～11歳）	3,616	3,569	3,536	3,499	3,356
合計（0～11歳）	6,598	6,421	6,270	6,118	5,882

教育・保育提供区域の設定

本市では、市民の生活圏域や地域の子育て支援拠点の配置、通園の負担等を考慮して、就学前教育・保育の提供区域として3つの園区を定めています。

第1園区	別所・三木・三木南
第2園区	自由が丘・緑が丘・青山・志染
第3園区	細川・口吉川・吉川

就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

就学前教育・保育については、子ども数の減少により利用が減少する見込みとなっており、現状の施設整備で対応します。

単位：人

園区	認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1園区	1号認定(3～5歳児、教育利用)	130	121	108	100	94
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	666	663	652	620	596
	3号認定(0歳児、保育利用)	38	38	38	38	38
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	327	309	310	310	308
第2園区	1号認定(3～5歳児、教育利用)	152	140	127	117	108
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	470	435	393	361	340
	3号認定(0歳児、保育利用)	27	26	25	23	23
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	177	167	156	149	144
第3園区	1号認定(3～5歳児、教育利用)	17	17	13	14	13
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	103	94	80	78	71
	3号認定(0歳児、保育利用)	10	10	10	9	8
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	45	40	45	45	42
全市	1号認定(3～5歳児、教育利用)	299	278	248	231	215
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	1,239	1,192	1,125	1,059	1,007
	3号認定(0歳児、保育利用)	75	74	73	70	69
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	549	516	511	504	494



地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業については、実施する事業について、量の見込みと確保方策を示すことが求められています。本市ではすべての事業について、市全体を提供区域として量の見込みを定め、確保方策については、量の見込みと同数を実施するものとします。

事業名・区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業						
実施か所数	か所	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業						
実施か所数	か所	2	2	2	2	2
利用人数	人日	17,115	16,558	16,331	15,785	15,297
妊婦健診						
利用人数	人	685	673	651	638	625
健診回数	回	5,480	5,384	5,208	5,104	5,000
乳児家庭全戸訪問事業						
利用人数	人	389	381	374	362	355
養育支援訪問事業						
利用人数	人	17	17	17	16	16
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)						
利用人数	人日	60	57	55	52	51
育児ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)						
利用人数	人日	1,492	1,514	1,539	1,562	1,560
一時預かり事業						
◇認定こども園における在園児を対象とした一時預かり						
利用人数	人日	1,274	1,295	1,255	1,261	1,260
◇その他の一時預かり						
認定こども園等での一時預かり	人日	570	554	534	505	477
児童センターでの一時預かり	人日	364	405	443	477	510
延長保育事業						
利用人数	人	822	786	754	720	694
病児・病後児保育事業						
利用人数	人日	517	519	521	521	519
放課後児童健全育成事業(アフタースクール)						
利用人数	人	888	920	943	963	964

計画の推進体制

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関、団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握を行い、みきっ子未来応援協議会及び各部会において報告・協議し、必要に応じ本計画の施策の見直し、改善を図ります。

第二期三木市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：三木市

編集：三木市 健康福祉部 子育て支援課

発行年月：令和2年3月

【資料3】

みきっ子未来応援協議会 部会について

(1) 部会とは

みきっ子未来応援協議会条例第6条の規定に基づき、みきっ子未来応援協議会条例施行規則第3条で4部会を定める。

- ・就学前教育・保育部会
- ・子育て環境部会
- ・家庭・地域・学校教育部会
- ・要保護児童部会

(2) 部会審議の進め方

- ・部会で審議の必要な事項がある場合に開催する。
- ・審議事項については、みきっ子未来応援協議会または所管課のいずれかが提案する。

(3) 部会の主な担当項目及び議題

部会名	就学前教育・保育部会
所管事項	保育園と幼稚園の一体化に関すること
所管課	教育・保育課
担当事項	○幼保一体化に関すること ○就学前教育・保育の質の確保と充実に関すること ○認定こども園、保育所（園）、幼稚園の円滑な利用確保
議題（案）	・幼保一体化計画の現状と課題について

部会名	子育て環境部会
所管事項	次の世代を担う親づくり 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり
所管課 (◎幹事課)	◎子育て支援課、教育・保育課 健康増進課、障害福祉課、人権推進課 医療保険課、商工振興課
担当事項	○地域子ども・子育て支援事業の実施 ○ひとり親家庭の自立支援の推進 ○障がいのある子どもとその家庭への支援 ○「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進
議題(案)	・三木市子育て支援団体活動促進事業補助金 交付要綱の改正について

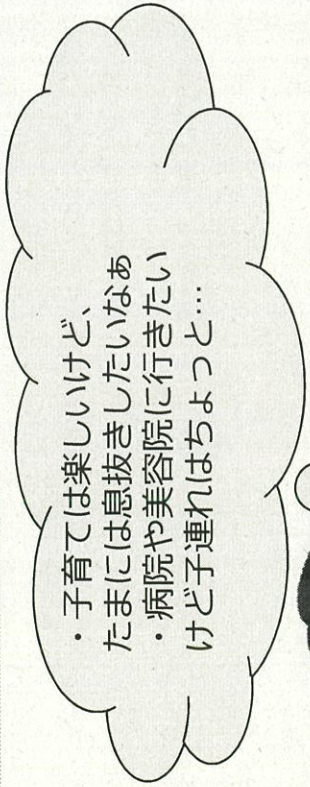
部会名	家庭・地域・学校教育部会
所管事項	家庭、地域、学校が一体となった人づくりに関する こと
所管課 (◎幹事課)	◎学校教育課、教育センター、生涯学習課、人 権推進課(子どもいじめ防止センター)
担当事項	○子どもを犯罪等の被害から守るための活動 の推進 ○地域、家庭の教育力の向上
議題(案)	・いじめ防止対策に係る取組状況について ・青少年の健全育成に係る取組状況について ・コロナ禍における不登校対策について ・地域と学校の連携・協働体制構築事業につい て

部会名	要保護児童部会（非公開）
所管事項	要保護児童及び児童虐待防止に関すること （児童福祉法第25条の2第2項に規定）
所管課 （◎幹事課）	◎子育て支援課、学校教育課、福祉課 健康増進課、教育・保育課 人権推進課
担当事項	○児童虐待の防止
議題（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・三木市の要保護児童の現状 ・実務者会議及びケース検討会議等での取組状況

項目名 一時預かり保育の実施日を拡大(健康福祉部子育て支援課)

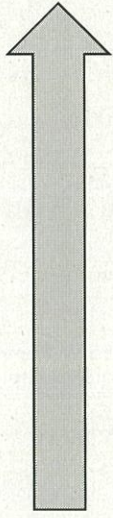
事業費： 242万円

突発的な事情等により家庭での保育が困難となる場合や、育児に疲れて少しリフレッシュしたい場合に利用いただける「一時預かり保育」の実施日と定員数を拡大し、日々子育てに追われる保護者へのサポートをより一層進めます。



・子育ては楽しいけど、
たまには息抜きしたいなあ
・病院や美容院に行きたい
けど子連れはちょっと...

そんなときはご利用ください！



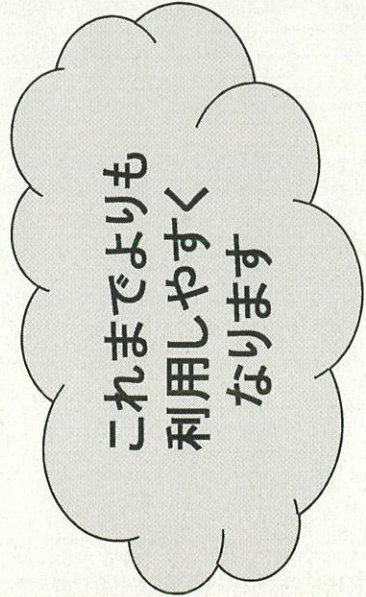
一時預かり保育

場 所：児童センター
対 象：6ヶ月～就学前の乳幼児
託児料：1回 1,000円

専任の保育士が責任を持って
お預かりします。

現 行		令和2年4月～	
実施日	週2日 火曜 13時～16時 金曜 9時～12時	週3日 火曜 13時～16時 木曜 9時～12時 金曜 9時～12時	定員
	6名		8名

実施日と定員数を拡大！



これまでよりも
利用しやすく
なります

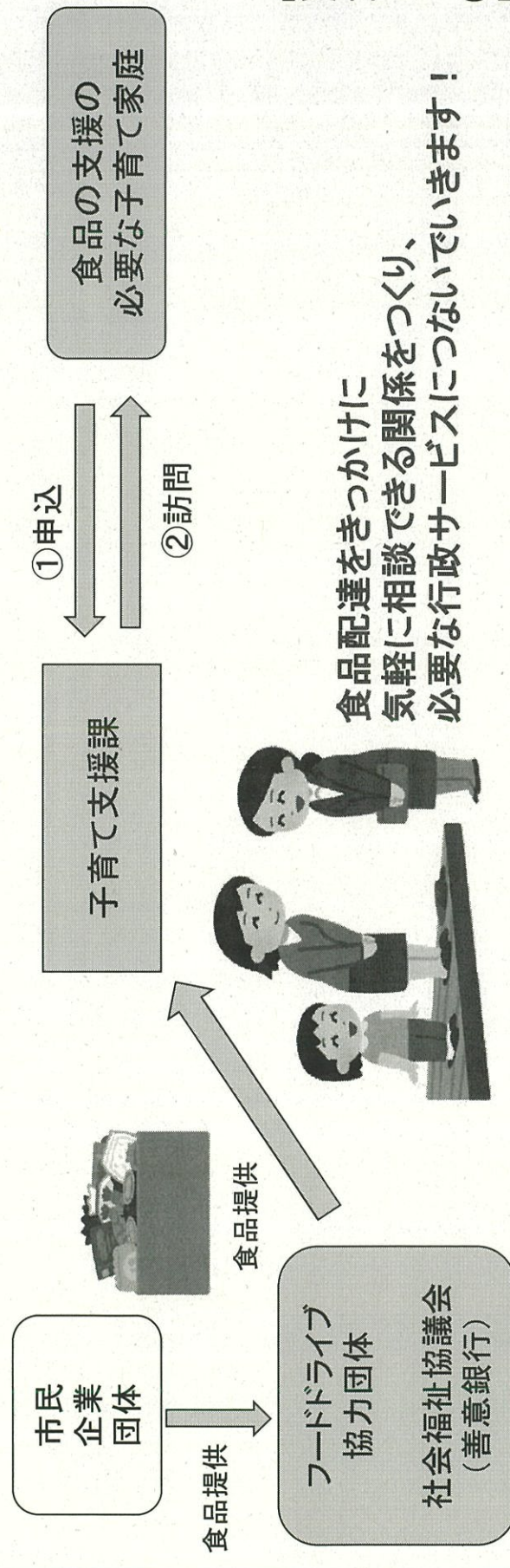
<p>項目名</p>	<p>子育て家庭へ食品を配達(子ども宅食・子どもの貧困対策) (健康福祉部子育て支援課)</p>	<p>事業費：ゼロ予算</p>
------------	--	-----------------

地域や企業等から寄せられた食品を、生活支援の必要に届けます。食品を届けることで、親子と直接顔を合わせて、生活の困りごとや子育て相談を行い、必要な行政サービスの案内や、地域との交流の橋渡しを行います。

- 対象世帯 生活支援の必要に届ける子育て家庭(主に食品の支援が必要な家庭)
市が把握する家庭のほか、希望がある場合は家庭訪問・面談を行ったうえで対応
- 配布食品 ※フードドライブされた余剰食品のうち、賞味期限まで1か月以上ある常温保存可能な食品
(例：米、缶詰、レトルト食品、乾物、調味料、お菓子など)
- 配布手段 市職員が対象家庭を訪問して手渡し

※フードドライブとは？

家庭や店舗で余っている食べきれない余剰食品を持ち寄り、必要としている方や福祉団体に提供する活動



食品配達をきっかけに
気軽に相談できる関係をつくり、
必要な行政サービスにつないでいきます！




令和2年度

産前・産後サポート事業

みっきいたまびよサロン プレママ★クラス

みっきいたまびよサロンは、助産師などに妊娠・出産・子育ての不安や悩みを相談できるプレママとママ・ご家族のための場所です。

まずはプレママ★クラスで、赤ちゃんのお世話や妊娠中・出産後の過ごし方、赤ちゃんとの生活についてイメージしてみませんか？


A 

◆テーマ
『ママと赤ちゃんのお口のケア』

◆歯科衛生士・助産師・保健師への相談

◆沐浴体験

令和2年	4月28日(火)
	7月28日(火)
	10月24日(土)
令和3年	1月16日(土)


B 

◆テーマ
『授乳と赤ちゃんとの生活』

◆助産師・保健師への相談

◆オムツ交換・着替え体験

5月28日(木)
8月19日(水)
11月18日(水)
2月16日(火)

C 

◆テーマ
『妊娠中の食生活と体重』

◆栄養士・助産師・保健師への相談

◆マタニティヨガ体験

◎概ね妊娠16週以降で、医師から安静指示の出していない方が対象です

6月23日(火)
9月24日(木)
12月22日(火)
3月23日(火)

- 【対象】妊婦さんとご家族
- 【時間】10時～12時
- 【場所】総合保健福祉センター（三木市大塚 1-6-40）
- 【持ち物】母子健康手帳、飲み物、バスタオル



パパや2人目以降のママも歓迎♪

【定員】先着 **15組**

【申し込み】QRコード・電話

原則3日前（土日祝除く）の午後5時までに申し込んでください

三木市健康増進課（総合保健福祉センター内）☎0794-86-0900



※開始2時間前の時点で三木市に警報が発令されている場合は中止となります。





令和2年度
産前・産後サポート事業

みっきいたまびよサロン

みっきいたまびよサロンは、妊娠・出産・子育ての不安や悩みを気軽に相談できる
プレママとママ・ご家族のための場所です。

助産師・保健師・保育士が相談に応じます！ 赤ちゃんの体重測定もできますよ♪
ママ同士でお話する機会としてもどうぞ♪

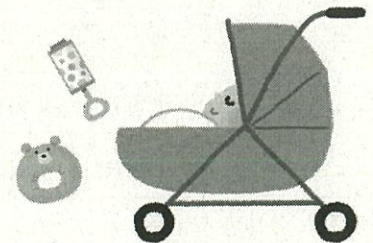


【開催日時】 10時～12時 (予約不要★出入り自由です)

令和2年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年	1月	2月	3月
	23日 (木)	12日 (火)	15日 (月)	22日 (水)	4日 (火)	23日 (水)	22日 (木)	11日 (水)	4日 (金)	21日 (木)	26日 (金)	16日 (火)	

- 【対象】 0歳児の赤ちゃん和妈妈、妊婦さん、ご家族
- 【場所】 総合保健福祉センター（三木市大塚1丁目6-40）
- 【持ち物】 母子健康手帳・赤ちゃんに必要なもの
（授乳に必要なもの、オムツ、着替え等）

※ミルク調乳用のお湯や授乳室をご用意しています。
※感染症の疑いのある方は参加できません。
※開始2時間前の時点で三木市に警報が発令されている場合は中止となります。



【問合せ先】 三木市健康増進課（総合保健福祉センター内） ☎0794-86-0900



「すくすく親子教室」・「すくすく訪問相談」 のごあんない



「うちの子は、とにかく目が離せなくて大変。」「おともだちに手がでてヒヤヒヤする。」「かんしゃくをよくおこすけど、理由がわからない。」など、子育てで疑問に思うことはありませんか？

発達の専門家と一緒に、お子さまへの関わりのヒントを探してみませんか？
ささいなことも、まずは、お気軽にご相談ください。

すくすく親子教室

少人数で遊びながら、お子さまに合わせた関わりを親子で学ぶ教室です。

- ☆日 時：月2回・土曜日の午前中
- ☆場 所：こども発達支援センター「にじいろ」
(三木市加佐 62-1 は一とふるプラザ 1F)
- ☆対 象：お子さまの関わり方を遊びや生活を通して体験したい乳幼児の親子
- ☆スタッフ：こども発達サポートセンター「ゆらんこ」の保育士、言語聴覚士等
- ☆費 用：無料（おやつ代等実費は必要）

すくすく訪問相談

発達の専門家が園等に訪問し、先生と一緒に成長を促す関わりを考えます。
お子さまの長所を見極め、声かけの仕方や関わり方について、園とおうちの方に
アドバイスします。(おうちの方へのアドバイスは園を通じてお伝えしますので、訪問日に同席いただく必要はありません)

- ☆対 象：お子さまの発達や関わり方を知りたい保護者
- ☆スタッフ：こども発達サポートセンター「ゆらんこ」の言語聴覚士、児童発達支援相談員等
- ☆費 用：無料

お問い合わせ 三木市役所障害福祉課(82-2000)



(利用の流れは裏面をご覧ください)



～利用のながれ～

園の先生や関係機関(健康増進課・子育て支援課・教育保育課・障害福祉課)に直接申し込んでください

関係機関で連携し、「すくすく親子教室」や「すくすく訪問相談」の利用を検討します

担当の事業所「ゆらんこ」のスタッフから、保護者に連絡します。
お子さまの様子をお知らせください。

☆すくすく親子教室・・・回数や、利用期間を一緒に決めましょう

☆すくすく訪問相談・・・スタッフが園等へ訪問する日程を決めましょう

すくすく親子教室

すくすく訪問相談



【お問い合わせ】

三木市役所障害福祉課(82-2000)

(担当事業所)

こども発達サポートセンター ゆらんこ

三木市福井1丁目8-2栄町ビル1階

TEL 88-8001

----- 申し込み書(切り取って園又は関係機関へお渡してください) -----

お子さまの氏名		生年月日	年 月 日(さい)
保護者の氏名		連絡先	
希望したいほうに○	すくすく親子教室 ・ すくすく訪問相談 ・ 両方		
相談したいこと			

※お申込みいただいた情報は、必要時関係機関で共有します(事業以外の目的で使用しません)

子育てキャラバンの一部をデイサービスセンターで実施
(健康福祉部 子育て支援課)

事業費：0万円

現在実施している子育てキャラバンをデイサービスセンターでも行うことで、核家族化の進行等で減少している子どもと高齢者の交流の機会をつくり、多世代の交流により地域共生社会をさらに推進します。

4月14日
スタート

実施場所：デイサービスセンターひまわり(緑が丘町西4)

開設日：毎月第2火曜日(8月を除く) 10時～11時30分

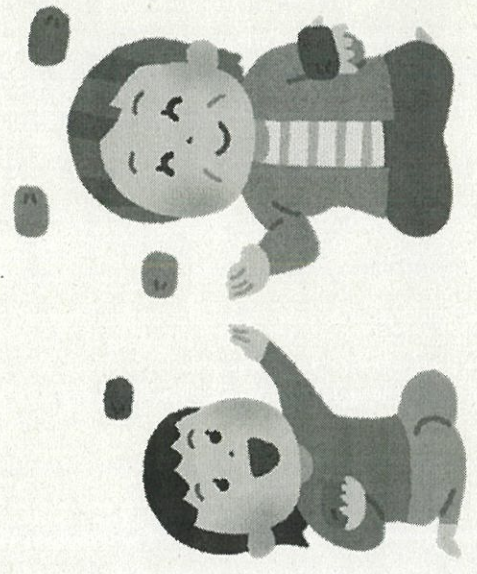
対象：2歳児～就園前の幼児と保護者

内容：親子で一緒に音楽あそびや季節に合わせた行事を楽しみます。
また、親子だけでなく、デイサービスを利用する高齢者との交流を行います。

多世代交流のメリット

子ども

・思いやりの心が
芽生える



高齢者

・元気をもらう
・笑顔が増える

認定こども園等の副食費の補助を拡充
(教育振興部 教育・保育課)

事業費 : 6,228万円

民間の認定こども園・認可外保育施設等を利用する3歳児～5歳児の保護者に対し、副食費(おかず代)の補助を継続して行います。さらに、1号・新1号認定児童と比べると、施設を利用する回数が多い2号・新2号認定児童に対しては、副食費が高くなっている実態に合わせて、月額4,200円から4,500円に拡充します。(54,000円/年)

2号、新2号児童

R1年度まで

R2年度から

保育料
無償化

保育料
無償化

副食費補助
4,200円/月

副食費補助
4,500円/月

主食費
(保護者負担)

主食費
(保護者負担)



副食費補助額

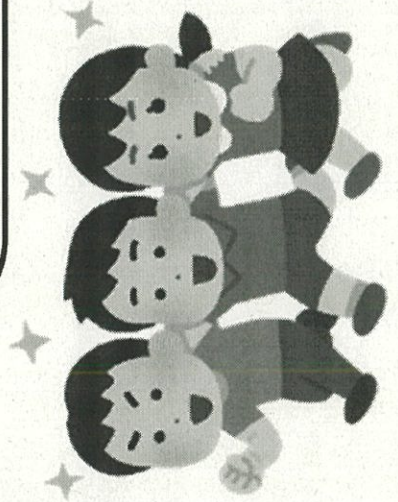
1号認定児童 727万円

2号認定児童 5,285万円

新1号・新2号認定児童 216万円

合計 6,228万円

国制度では、保護者が負担すべき副食費を三木市は補助しています。



※ 1号認定児童(教育認定)

幼稚園等に通う児童

※ 2号認定児童(保育認定)

保育所等に通う児童

※ 新1号、新2号児童

私立幼稚園等や、

認可外保育施設に通う児童

※ただし、国の幼児教育・保育の無償化における副食費免除対象者は補助対象外。

現行スケジュール

【資料5】

施設名等	H30	H31	H32	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
年度												
別所認定こども園	公立で運営中 (継続) 運営 《H29年度中に増設し、H30年度から定員増》											
清心緑が丘認定こども園	市で整備し、H29年度から民間で運営 (10年間の予定) 《児童数の動向により廃園時期を決定》											
よかわ認定こども園	H33年度までは公立で運営 (5年間) H34年度から民間で運営 (継続) 運営											
三樹幼稚園							段階的に募集停止	段階的に募集停止				
広野幼稚園							段階的に募集停止	段階的に募集停止				
三木幼稚園							段階的に募集停止					
上の丸保育所							H27年度から段階的に募集停止					
志染保育所							保育所として継続する					
自由が丘幼稚園 緑が丘東幼稚園												
小規模保育施設	第1区区内において、5園を市で整備し、民間で運営 (7年間) 《児童数の動向により廃園時期を決定》											
保育料 100% 軽減	国の教育費の無償化の動向を見極めて方針を決定する											
0～2歳児	H29年度から完全無償化を実施											
3～5歳児												

※ 就学前の児童数及び入園希望者数の動向により、計画は変更する場合があります。

※ 幼稚園の休園については、1学年5人以下を目安として、保護者と協議し、決定します。

【資料6】

1 児童虐待の新規件数

	3月	4月	5月	計
令和2年	0	7	0	7
平成31年	6	1	2	9

※新型コロナウイルスが直接の原因の相談はありませんでした。しかしながら、子どもの泣き声通報など保護者のストレスと推測される通報が数件ありました。

2 児童福祉法等の改正

2019年6月に児童福祉法等改正法が成立し、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月から施行されました。

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講じ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくことを目的としています。

3 児童虐待防止ネットワーク事業（通称オレンジネットワーク）

- ① 目的 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化、児童虐待の予防と早期発見
- ② 対象 三木市内の小規模保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、三木特別支援学校に在籍する児童、生徒
 - ・家庭環境等により情緒が不安定、児童虐待が疑われる児童
 - ・要保護児童対策地域協議会で見守りが必要な児童
- ③ 実施内容 各学校園から在籍児童に関する相談があれば応じる要保護児童の情報共有を行う。（児童の観察を含む）
- ④ 実施回数 年1回（1学期中に全学校園を訪問後、必要時随時）
- ⑤ 実施方法 子育て支援課が対象施設を訪問する